

ともに資金を融通するもの（以下「積立金充当対象船舶」という。）とする。

第十一條 令第四条第二項第四号の運輸省令で定める引当金勘定又は、次の各号に掲げるるとおりとする。

- 一 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）に定める引当金勘定
- 二 事業税引当金勘定
- 三 事業所税引当金勘定
- 四 租税特別措置法に定める準備金を積み立てる準備金勘定

令第四条第二項第四号の運輸省令で定める金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 固定資産の減価償却額に相当する金額については、当該固定資産について、法人税法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額（租税特別措置法の規定がある場合には、同法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額）
- 二 圧縮記帳により固定資産の帳簿額を減額する額に相当する金額については、当該固定資産について、法人税法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額（租税特別措置法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額との合計額）
- 三 前項第一号に掲げる引当金勘定（退職給与引当金勘定を除く。）に繰り入れるための金額については、同号の引当金勘定の区分に応じ、法人税法及び租税特別措置法の規定により所得の金額の計算上損金の額に算入することとされる金額の限度額（退職給与引当金勘定を除く。）に繰り入れるための金額については、法人税法第一項第一号イに掲げる金額の百分の五十に相当する金額から、当該決算期の終了の時における当該決算期前の決算期から繰り越された退職給与引当金勘定の金額を控除した金額
- 五 事業税引当金勘定に繰り入れるための金額については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十五第一項若しくは第六項又は第七十二条の二十八第一項若しくは第三項の規定により提出した申告書に記載した事業税の額に相当する金額

六 事業所税引当金勘定に繰り入れるための金額については、地方税法第七百一条の四十六（費用として計上することができる引当金等）（費用として計上することができる引当金等）に相当する金額から、その積立てを行つた決算期の終了の日から前項の期間を経過した日までの間に積立金充當対象船舶の建造に要する自己資金（積立金充當対象船舶の建造に相当する金額から当該積立金充當対象船舶の建造のために金融機関その他の方から融通された資金の額に相当する金額）に相当する金額（当該積立金充當対象船舶の建造に相当する金額から当該積立金充當対象船舶の建造に相当する金額の四分の一に相当する金額以下の金額に相当する金額）を定める。

第十二條 令第四条第二項第六号の運輸省令で定める経理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 当該固定資産の売却益その他の処分益又は売却損その他の処分損の計上
- 二 当該固定資産の前条第二項第一号の金額に達しない減価償却額に相当する金額の費用への計上
- 三 当該固定資産について令第四条第二項第四号に該当することとなつた費用の計上を修正するための収益の計上
- 四 当該引当金勘定又は準備金勘定の金額の取崩し

令第四条第二項第六号の運輸省令で定める金額は、同項第四号の固定資産、引当金勘定又は準備金勘定の区分に応じ、同項第四号又は第五号の規定により当該決算期前の各決算期に係る当該決算においてそれぞれ費用として計上しなかつたものとされた金額の合計額（同項第六号の規定により当該決算期前の各決算期に係る決算においてそれぞれ費用として計上しなかつたものとされた金額の合計額）の範囲内で次の各号に掲げる金額とする。

- 一 前項第一号に掲げる経理をした場合には、当該固定資産について令第四条第二項第四号の規定により当該決算期前の各決算期に係る決算においてそれぞれ費用として計上したものとされた金額の合計額
- 二 前項第二号に掲げる経理をした場合には、当該第二項第一号の金額から当該決算期に係る費用に計上した金額を控除した金額
- 三 前項第三号に掲げる経理をした場合には、その取り崩した金額に相当する金額

第十三条 法第二条の契約に係る融資を受けた会社は、日本政策投資銀行又は一般金融機関が利子補給金の支給を受けることとなつている単位期間の終了後十五日以内に、当該単位期間における当該融資の償還状況報告書（様式第十二）を運輸大臣に提出するものとする。

法第十条第一項の会社は、毎決算期終了後三月以内に、当該決算期に係る決算上利益等報告書（様式第十二）を運輸大臣に提出するものとする。

法第十条第一項の会社は、毎決算期終了後三月以内に、当該決算期に係る決算上利息等報告書（様式第十二）を運輸大臣に提出するものとする。

船舶建造積立金を積み立てた会社は、その積立てを行つた決算期から当該決算期の終了の日以後三年を経過した日を含む決算期までの毎決算期終了後三月以内に、その積立てを行つた決算期に係る船舶建造積立金報告書（様式第十二の二）を運輸大臣に提出するものとする。

第十四条 法第十条第一項の会社は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ運輸大臣の承認を受けなければならぬ。

- 一 合併
- 二 営業の譲渡又は譲受（資本金額の増加又は減少の報告等）
- 三 利益の配当及び商法（明治三十二年法律第五四十八号）第二百九十三条ノ五第一項の金錢の分配
- 四 海運業収益及び費用明細表
- 五 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

法第十条第一項の会社は、毎決算期終了後三月以内に左に掲げる書類を運輸大臣に提出しなければならない。

- 一 財務諸表
- 二 損益計算書
- 三 利益金処分計算書又は損失金処理計算書
- 四 附属明細表
- 五 利益金処分計算書又は損失金処理計算書

第十五条 法第十条第一項の会社は、次に掲げる事項を実施しようとするときは、その内容についてあらかじめ運輸大臣に報告しなければならぬ。

（船舶建造積立金の充当）

第十二条の二 令第四条第四項第一号の運輸省令で定める期間は、三年とする。

附則	(昭和二九年五月二〇日運輸省令第二六号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和二九年二月一六日運輸省令第六〇号)抄	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。	附則(昭和三年七月九日運輸省令第四〇号)抄	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和三十年四月一日から適用する。	附則(昭和三六年三月二八日運輸省令第一二号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和三七年九月二八日運輸省令第五一号)	この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。
間	までの期日まで	年十月一日から終了後二年十 月三十日を経過した日から同年十一月まで	の期間	内	年十月一日から終了後二年十 月三十日を経過した日から同年十一月まで	の期間	内	年十月一日から終了後二年十 月三十日を経過した日から同年十一月まで	の期間	内
附則	(昭和二九年五月二〇日運輸省令第二六号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和二九年二月一六日運輸省令第六〇号)抄	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。	附則(昭和三年七月九日運輸省令第四〇号)抄	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和三十年四月一日から適用する。	附則(昭和三六年三月二八日運輸省令第一二号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和三七年九月二八日運輸省令第五一号)	この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附則	(昭和二九年五月二〇日運輸省令第二六号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和二九年二月一六日運輸省令第六〇号)抄	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。	附則(昭和三年七月九日運輸省令第四〇号)抄	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和三十年四月一日から適用する。	附則(昭和三六年三月二八日運輸省令第一二号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和三七年九月二八日運輸省令第五一号)	この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。
附則	(昭和二九年五月二〇日運輸省令第二六号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和二九年二月一六日運輸省令第六〇号)抄	この省令は、公布の日から施行し、昭和二十九年十月一日から適用する。	附則(昭和三年七月九日運輸省令第四〇号)抄	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二条第二項の改正規定は、昭和三十年四月一日から適用する。	附則(昭和三六年三月二八日運輸省令第一二号)抄	この省令は、公布の日から施行する。	附則(昭和三七年九月二八日運輸省令第五一号)	この省令は、昭和三十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和三八年一〇月一日運輸省令第五四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年六月一二日運輸省令第四七号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年四月一日以前に開始された事業度に係る財務諸表及び財務諸表附属明細表については、なお從前の例によることができる。）

附 則（昭和三九年八月二九日運輸省令第六〇号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四一年六月二一日運輸省令第三八号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年七月二六日運輸省令第四二号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年九月一六日運輸省令第四九号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年一二月二〇日運輸省令第五四四号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年六月一日運輸省令第三一號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四九年四月二〇日運輸省令第一五號）

この省令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の地方鉄道軌道整備法施行規則第十四条第四項、第十六条第二項及び第十七条第一項第五号リ（二）の規定並びに第三条の規定による改正後の港湾法施行規則第二十五条第三項及び第二十六条第二号イの規定は、昭和四九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る損益の計算について適用する。

附 則（昭和四九年一〇月一九日運輸省令第四〇號）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の第七条第三項第五号及び様式第七の規定は、この省令の施行の日以後締結される法第二条の契約に係る船舶の受取についての報告について適用し、同日前に締結された法第二条の契約に係る船舶の受取についての報告については、なお前年の例による。

附 則（昭和四九年一二月一七日運輸省令第四八號）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五〇年一〇月二二日運輸省令第四二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第十五条第一項第三号の次に一号を加える改正規定（債務保証に係る部分を除く。）及び第二条中海運業の再建整備に関する臨時措置法施行規則第十三条第三項第五号の次に一号を加える改正規定（債務保証に係る部分を除く。）は、昭和五十年十一月一日から施行する。

2 昭和四十九年十月一日以前に開始された事業年度に係る決算計上利益等報告書の提出期限並びに当該事業年度について外航船舶建造融資利子補給臨時措置法施行規則第十五条第二項及び海運業の再建整備に関する臨時措置法施行規則第十三条第一項の規定により提出すべき書類については、なお從前の例による。

附 則（昭和五一年六月二十五日運輸省令第二四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

樣式第二（第四条関係）

株式会社(会社名記入欄)					
船 始 番 号					
1 申請者の住所及び登録番号					
2 連絡責任者の氏名及び住所及び工場名					
3 用 途					
4 船 型					
5 助 手					
6 船舶登録番号					
7 船舶登録能力					
8 本船の船舶登録及び登録船籍					
9 船舶本体能力					
10 予 定 路					
11 自由航行権、定期航路、運賃規則船の用					
12 工事実績					
契 約		年	月	旬	
起 工		年	月	旬	
進 木		年	月	旬	
竣 工		年	月	旬	
13 同意の誓語					
内 容 日本政府認可銀行 —船舶開港場開設資金 已 金 銭					
14 乗出費用及び手数料					
(注) 船舶登録料は、並船登録料に付加された建造代価・償還代価が含まれていない場合は手数料代価を支払います。					

(注) 計約船価額には、造船契約により定められた建造代価(建造代価が定められていない場合には予定建造代価)を記入する。

16/14章

樣式第三（第四条關係）

80 100 120

(A-)

様式第四（その一）（第四条関係）

第二章 财务管理

会社名

様式第四（その二）（第四条、第五条関係）

様式第五（その一）（第五条関係）

様式第五（その二）（第五条関係）

樣式第六（第五条関係）

樣式第七（第七条關係）

式様第五(モード)(第五モード選択)		番号()
外航船舶運送貿易料子補助契約申込書		
外航船舶運送貿易料子補助契約申込書の上、下記の通り外航船舶運送貿易料子補助契約を締結しておられます。		
年	月	日
運送大元	申込者の住所	
(申込者の住所、運送担当の部署名及び連絡責任者氏名、電話番号等を 記入下さい。)		
<hr/>		
運送大元は、 <u>船舶公会船舶運送貿易料子補助契約規程</u> に基き、 の規定による料子補助契約の手続き等について「運送大元」		
<hr/>		
イ 対象船舶は、別記載の通り 同上会計帳		
ロ 利子補助率		
ハ 利子補助の割合は、別記載の通り 同上会計帳		
ニ 特約事項		
通知	年	月
運送大元		
名 勅		

様式第五(その二)(第五条関係)

外航船舶建造融资利子補給契約

(注) 1 融資状況欄には、対象融資に係る予定融資額を記入する。
 2 融資状況欄のかつこ内には、融資の予定年月日を記入する
 3 ※印の欄には、記入してはならない。

被災地七ヶ所名簿		被災地名簿報告書			
運送大別		名簿			
区分	分類	年	月	日	通
被 災 地 名 簿	新規登録				
	スルベイ によるもの				
	社員登録 によるもの				
	監査登録 によるもの				
	巡回登録 によるもの				
	既存登録 によるもの				
	その他				
	計				
補 充 欄					
1. 通常一覧は、新規登録済み資料子種別統計表二条の登録状況欄 2. 被災地登録用紙をそのまま複数枚提出して下さい。 3. 被災地登録用紙は、第六回第一号令登録用紙に記載した実績 を記入して下さい。					

樣式第八（第七条關係）

様式第九（その一）（第七条関係）

様式第九（その二）（第七条関係）

様式第十（その一）（第九条関係）

様式第八(第七条添付)		
申出費用明細報告書		
区分	金額	備考
支 日 市政運営費	(万)	
一般会計		
一般会計補助費		
計		
工事費 修繕費		
市道費		
管轄費		
公用費		
会 費		
合 計		

注 工事監督費欄は、当該船舶の建造に関する技術上の打合及び工事の進捗状況の調査監督等を行う者の旅費、日当等の合計額を記入すること。

1

- （注）
1 これらの報告書は、各船別に作成すること。
2 種別欄は、番号、当庫、定期等の別を記入すること。
3 方法欄は、書類、小切手又は手形に区分し、小切手又は手形等の有価証券を、振り出した場合にはその証券番号を付記すること。
4 治済欄は、税金の内訳、取扱事項、支拂済、未支拂済、手形合票の件数を記入すること。

様式第十一(その一)(第六条関係)	
外航船舶建造賃料子補給金請求書	
外航船舶建造賃料子補給臨時措置法施行規則第九条の規定により、	年 月 日から 年 月
日までの期間に於ける利子補給金について、外航船舶建造賃料子補給契約第	
号に基き、別記外航船舶建造	
賃料子補給金請求書内訳により合計金 円を請求いたします。	
年 月 日	
運輸大臣	印
名稱	

樣式第十一（第十三條關係）

様式第十二（第十三条関係）

様式第十一の二（第十三条関係）

様式第十(その二)(第九条関係)

対象期間		外財船建造融資子利子補給金請求書内訳				金融機関名	
契約番号	船舶の相手方	年月日から	年月日まで	計算基準	便用料率(千円)	請求額(円)	備考
要 項							
船舶の相手方	船名			期間	日数	補給率 % 計算上 実際	請求額 (円)
契約番号	船舶の相手方	船名					
	対象融資(千円)						
	予定期(年月日)						
	利子補給金請求額(円)						
	利子補給金支給累計額(円)						
	利子補給金の総額(円)						
契約番号	船舶の相手方	船名					
契約番号	船舶の相手方	船名					
	対象融資(千円)						
	予定期(年月日)						
	利子補給金請求額(円)						
	利子補給金支給累計額(円)						
	利子補給金の総額(円)						

(A列4)

株式第十一(第十三条關係)

備考 償還日日の欄には、金融機関が当該償還金額を受け取った日を記載すること。

標註第十二(第十三條關係)

利子補給金不支給額

(注) 1 引当金取扱額又は余剰金取扱額には、令第4条第1項第6号の規定により当期利子の額に加算される金の合計額を記入すること。
2 その他運営額には、令第4条第1項第7号又は第8号の規定により費用として計上したかったもののそれらの金額の合計額を記入すること。
3 引当金投入又は運営積立額には、令第4条第1項第7号の規定により当期利子の額から控除される金の合計額を記入すること。
4 その他運営額には、令第4条第1項第7号の規定により費用として計上したもののそれらの金額の合計額を記入すること。

様式第十二の二(第十三条関係)

(注) 1. 自己資金充当額欄には、第十二条の二の規定により積立金充当対象船舶の建造に要する自己資金として支てられた金額を記載すること。
2. 自己資金充当残額欄には、当期積立金額を積立金支払額から自己資金充当

様式第十三（第六十一条関係）

<p style="text-align: right;">(表) 6セミメートル</p> <p>外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その1)</p> <p>年 月 日 印</p> <p>外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その2)</p> <p>年 月 日 印</p>	<p style="text-align: right;">(表) 12セミメートル</p> <p>外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その3)</p> <p>年 月 日 印</p> <p>外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その4)</p> <p>年 月 日 印</p>
---	--

様式第十四（その一）（第二十条関係）

<p style="font-size: small;">外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書</p> <p>外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その1)</p> <p>年 月 日から 年 月</p> <p>までの期間において交付されることとなる交付金について、別記外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その2)、(その3)及び(その4)により合計 円を請求いたします。</p> <p>年 月 日</p> <p>運輸大臣 説</p> <p>名称 印</p>					
---	--	--	--	--	--

(A列4番)

様式第十四（その二）（第二十条関係）

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その1)							
次船		借入実施期間					
		年	月	日から	年	月	日まで
要 項							
契約番号	融資の相手方	船名					
		対象融資(千円)					
		予定期(工日)					
		予定期利子(円)					
		利子補給金相当額(円)					
		利子補給金の総額(円)					
要 項							
契約番号	融資の相手方	船名					
		対象融資(千円)					
		予定期(工日)					
		予定期利子(円)					
		利子補給金相当額(円)					
		利子補給金の総額(円)					

注 1. 実際の融資残高が第3条の規定により算出した外航船舶建造融資利子補給金計算書に記載された約定融資残高と同じ場合には、計算基礎の欄に記載を省略することができます。

2. 本表は、当該猶予対象利子に係る第二回目の交付金請求書提出時から添付することを要しない。

(A列4番)

様式第十四（その三）（第二十条関係）

外航船舶建造融資利子猶予特別交付金請求書内訳(その2)							
次船		対象期間					
		年	月	日から	年	月	日まで
要 項							
契約番号	船名						
	借入対象利子(円)						
融資の相手方							
要 項							
契約番号	船名						
	借入対象利子(円)						
融資の相手方							
要 項							
契約番号	船名						
	借入対象利子(円)						
融資の相手方							

(A列4番)

株式第一四(その四)(第二十条関係)

対象期間 年 月 日から 年 月 日まで

(A列4番)